

厚生労働行政推進調査事業費 補助金

厚生労働科学特別研究事業

子どもの発育発達と公衆浴場における
混浴年齢に関する研究

(19CA2029)

令和元年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 植田 誠治

令和 2 (2020) 年 7 月

目 次

I . 総括研究報告	
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究	----- 1
植田誠治	
II . 分担研究報告	
1 . 公衆浴場における混浴に関する都道府県及び自治体の条例	----- 8
杉崎弘周	
2 . 公衆浴場における混浴に関する意識についての調査研究	
成人を対象とした調査研究	----- 10
杉崎弘周	
3 . 公衆浴場における子どもの混浴経験と意識に関する調査研究	----- 17
杉崎弘周	
4 . 公衆浴場事業所を対象とした子どもの混浴に関する調査研究	----- 22
杉崎弘周	
5 . 園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査	
教員を対象とした調査研究	----- 27
佐見由紀子	
III . 研究成果の刊行に関する一覧表	----- 34
. 倫理審査等報告書の写し	----- 35

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（19CA2029）

総括研究報告書

子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究

研究代表者 植田 誠治 聖心女子大学 教授

研究要旨：本研究では、公衆浴場で子どもや親や一般の入浴者すべてが安心して入浴できる、子どもの適正な混浴年齢に関するデータを多面的に収集することを目的とした。地方自治体が定める条例内容の調査、入浴者の混浴に関する意識調査、公衆浴場を営業する者へのトラブル事例の調査、園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査をそれぞれ実施した。この調査の結果、成人の考える子どもの混浴禁止とすべき年齢は「6歳から」がピークで次いで「7歳から」であり、子どもがはずかしいと思いはじめた年齢も6歳と7歳が相対的に高く、公衆浴場事業者が考える混浴を禁止とすべき年齢は7歳の割合が最も高いことが明らかとなった。また、幼稚園教諭からは、4～5歳の時期に性の意識の芽生えがあるという意見も得た。これらのことと総合的に踏まえると、混浴禁止は6歳以上（ただし6歳でも小学校入学前は可）とすることが妥当であると考えられる。本研究の成果であるデータは、適正な混浴年齢の検討に応用されることが期待できる。適正な混浴年齢が検討された結果、厚生労働省が「公衆衛生浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発1,811号厚生省生活衛生局長通知）を改定し、地方自治体に周知することになれば、地方自治体においても条例を改正することが促されるという効果も期待される。これらのことと、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界が発展することが期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる。

研究協力者

小倉加恵子（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 部長）
佐見由紀子（東京学芸大学 准教授）

A. 調査目的

公衆浴場は、日本の伝統文化であり、古来より子どもも含め混浴が楽しまれている。他方で、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平

成11年法律第52号）において、子どもの裸に関する規制は強化されてきている。また、近年増加している外国人観光客が公衆浴場を利用する際、低年齢児であろうと異性が浴場にいることに対する拒否感が強いと言われている。公衆浴場における混浴については、「公衆浴場法」（昭和23年法律第139号）第3条において、風紀に必要な措置を条例で定めることとされている。これを受け、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、「地方自治体」という。）

が混浴の年齢の基準を条例で定めているが、条例で規定される年齢は、7歳（京都府）～12歳（北海道・岩手県・山形県・栃木県・岐阜県・香川県）と、地方自治体間で差がある状況であり、さらに、家族風呂や介助を要する者の入浴に対して例外規定の有無についても同様である。厚生労働省による「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日生衛発1,811号厚生省生活衛生局長通知）（以下、「衛生等管理要領」という。）においては、「おおむね10歳以上を混浴させないこと」とされている。公衆浴場法が制定された昭和23年当時とは、子どもの身体的・精神的な発育状況やそれを取り巻く大人の性的な感情等は変化していることが予想されるが、本規定が長年見直されていないことから、混浴を嫌がる子どもが入浴させられてしまうことや、他の入浴者からクレームが寄せられるなどの問題が生じている状況である。東京オリンピック・パラリンピックの開催などの影響によって、訪日外国人観光客数が増加し、適正な混浴年齢を検討する必要性が高まっている。海外の温泉では、水着を着用して入浴することが一般的であり、日本のように全裸で男女が別々に分かれることがないため、混浴に関する問題は日本独自のことと言える。また、先行研究については、温泉の文化的な側面に関しては散見されるが、子どもの発育発達と混浴について検討したものはみられない。以上の問題意識から、本研究では、公衆浴場で子どもや親や一般の入浴者すべてが安心して入浴できる、子どもの適正な混浴年齢に関するデータを多面的に収集することを目的とした。

B. 研究方法

本研究では、地方自治体が定める条例内容の調査、入浴者の混浴に関する意識調査、公衆浴

場を営業する者へのトラブル事例の調査、園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査をそれぞれ実施した。

条例に関する調査

厚生労働省の協力を得て、公衆浴場法に基づく規制を策定している154の地方自治体について、2019年7月1日現在の条例の内容を調査した。条例で定められた混浴禁止の年齢、施行年、改定年のデータ入手し、集計した。

成人を対象とした調査

委託した調査会社にモニター登録をしている者で、条件に合う者とした。調査は2019年1月に行われ、Webアンケートに質問項目を記した。調査内容は公衆浴場の利用経験の有無、性別（男性・女性）、子どもの有無、子どもに混浴をさせた経験の有無、子どもにさせた混浴についての内容、最後に子どもに混浴をさせた年齢、子どもの混浴の遭遇の有無、子どもの混浴の許容範囲の8項目を調査し、公衆浴場における混浴に対する意識についてたずねた。調査時には、文章を提示して同意があったものに関して調査を実施した。

子どもを対象とした調査

調査を委託した（株）日本能率協会総合研究所に登録しているリサーチパネルのうち、7歳から12歳までの子どもがいる者、同意事項に同意できる者とした。日本を北海道東北、関東、北陸甲信越、東海、関西、中国、四国、九州の8つの地域に分け、2015年国勢調査の人口構成比に応じた比率を算出して回収目標値を設定した。また、居住地域による比率を優先し、子どもの性別と年齢は比率が均等に近くなるようにした。

公衆浴場事業所を対象とした調査

厚生労働省生活衛生課と全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会との協働によって選定し、郵送法による調査を行った。調査内容は、当該年齢に対する事業者の意識と当該年齢に起因したトラブル事例とした。厚生労働省所管の全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の協力の下、組合会員数が多い方から13都道府県の公衆浴場業生活衛生同業組合に対して調査を依頼した。対象となった組合の会員数の30%程度にあたる610枚の質問紙を発送し、246件の回答を得た。

園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査

令和2年2～3月に、保育園、幼稚園いずれにも勤務経験のある担任教員2名、幼稚園のみに勤務経験のある担任教員2名、小学校担任教員3名、小学校養護教諭2名、幼稚園勤務経験のある養護教諭3名の計12名を対象に半構造化インタビューを行った（一部、電話によるインタビューを含む）。インタビューは一人につき、30分程度実施された。インタビュー内容は対象者の許可を得たうえでICレコーダーに記録した。調査の場所は、対象者の希望に合わせ、分担研究者の大学研究室あるいは対象者の勤務校とした。

調査における倫理的配慮

新潟医療福祉大学倫理委員会、東京学芸大学倫理委員会の許諾を得て実施した。それぞれの調査の際には、回答者及びその保護者、学校関係者が対象となった場合には各学校の管理職に説明の上で同意を得た。

C. 研究結果

本研究では、地方自治体が定める条例内容の

調査、入浴者の混浴に関する意識調査、公衆浴場を営業する者へのトラブル事例の調査、園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査をそれぞれ実施した。

条例に関する調査

公衆浴場法において、風紀に必要な措置を条例で定めることとされている。公衆浴場法の制定から50年以上が経過しており、地方自治体が同法に基づく条例を制定しているが、その規制内容は地方自治体間で差がある状況である。子どもの混浴の年齢は、長期間にわたって包括的に研究されていない。しかし、近年、規制の見直しが社会的に求められている。そこで、本研究は、日本で初めて、日本の公衆浴場における混浴規制に関する地方自治体の実態を明らかにすることを目的とした。2019年7月1日現在、公衆浴場法に基づき条例を制定している154の地方自治体条例の内容を調査し、条例・施行年・改正年に定められた混浴禁止年齢のデータを取得した。地方自治体の条例で規定されている混浴の禁止は、60.3% (n = 93) が10歳、9.7%が (n = 15) が12歳、9.0% (n = 14) が8歳であり、1.3% (n = 2) が7歳を上限としていた。制定年が最も古いのは1948年で、最新は2018年であった。19の都道府県で改正されており、年齢の引き下げが10件、年齢の引き上げが1件あり、年齢制限が廃止された事例もみられた。保健所設置市、特別区では、条例が制定されたのは最近であるため、改正されたのは1件だけで、年齢は変わっていなかった。

成人を対象とした調査

本研究では、公衆浴場における子どもとの混浴についての意識を明らかすることを目的とした。調査は2019年12月にWebアンケートによって行われた。3,631名の回答を分析の対象

とした。「子どもに混浴させた経験がある」は、56.4%(男性48.0%、女性52.0%)、「子どもの混浴の遭遇がある」は68.0%であった。「混浴させた内容」では「男児を女湯に」が63.3%、「女児を男湯に」が49.4%であった。「子どもに最後に混浴させた年齢」では、「3歳」が22.1%で最も割合が高く、「5歳」が19.4%、「4歳」が15.7%、「6歳」が15.0%、「2歳」が11.4%続いた。「子どもの混浴禁止について」では、「年齢制限の必要なし」が14.9%、「混浴の全面禁止」が4.8%、「年齢によって禁止」の80.3%であった。年齢による内訳では「6歳」が15.7%、「7歳」が18.5%で高い割合であった。

子どもを対象とした調査

公衆浴場における混浴について、当事者である子どもの経験や認識の実態を明らかにすることを目的とし、水着なしで異性浴場に入浴した経験と認識について、保護者の同意の下で全国の7歳から12歳まで男女1,500名に調査を実施した。水着なしでの異性混浴体験は、ある44.6%（男子55.0%、女子33.3%）ない40.8%（男子28.6%、女子53.9%）、おぼえていない14.6%（男子16.3%、女子12.8%）であった。水着なしで異性浴場に入った最終年齢は5歳の20.0%がピークで、6歳が14.1%、7歳が13.0%と続き、覚えていないが23.3%であった。水着なしでの異性混浴をはずかしいと思い始めた年齢では、6歳の27.0%、7歳の21.2%で20%を超えており、5歳の16.1%、8歳の13.4%がこれに続いた。最後に水着なしで異性浴場に入浴した年齢、水着なしでの異性入浴をはずかしいと思い始めた年齢とも過半数が5歳から8歳に集中していたことが当事者への調査によって明らかとなつた。

公衆浴場事業所を対象とした調査

公衆浴場事業所における子どもの混浴についての年齢制限、トラブル事例、事業者の意識を明らかすることを目的として、厚生労働省所管の全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の協力の下、組合会員数が多い方から13都道府県に対して調査を依頼し、246件の回答を得た（回収率40.3%）。子どもの混浴禁止年齢について、トラブルの発生が10.7%、苦情ありが14.8%であった。子どもの混浴を禁止とする年齢をたずねたところ、条例で多かった10歳が23%であり、これよりも7歳の25.4%、6歳の23.9%の割合が高くなっていた。

園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査

園児や児童の性に関する意識や実態を明らかにするために幼稚園、小学校に勤務経験のある教員に半構造化インタビューを行った。対象者は、幼稚園、保育園及び小学校の担任教員7名、幼稚園及び小学校の養護教諭5名の計12名であった。その結果、幼稚園、保育園ではどの学年でも男女別着替えは実施しておらず、担任は分ける必要性を感じていなかった。しかし、幼稚園の養護教諭では4～5歳の時期に性の意識の芽生えがあることから、5歳から男女で着替えを分けることや性教育を行う必要性を感じていた。また、小学校では体育時の着替えは4年生から男女別にしているものの、時間や場所の制約から実現していない例もみられた。しかし、水泳時の着替えが2～3年生から男女別であることから、担任は体育時の着替えも同様に4年生より早くから実施する必要があると考えていた。

D. 考察

我々の知る限りでは、本研究は、日本の公衆浴場での混浴に関するすべての地方自治体の

規制を初めて網羅した。法律の制定から何年も経過しているため、その規制内容は地方自治体間で差がある状況であった。しかし、ほとんどの規制は衛生等管理要領に準拠していたことが明らかとなった。

1946年の法律の制定時と比較して、日本の子どもの身長と体重の成長は改善しており、子どもたちの身長と体重が増加したことが示されている[1, 2]。つまり、二次的な性的特徴がより早く現れる可能性があり、その上、男性と女性の間の二次的な特徴の出現の違いを考慮することも必要であろう[3]。地方自治体では、都道府県の条例が改正されれば、保健所設置市及び特別区の条例も追随する可能性が高い。外国人観光客が公衆浴場を利用する場合、問題を防止するための対策を講じる必要がある。子どもたちが異性の公衆浴場に入るときに遭遇する可能性があるさまざまな問題から子どもたちを保護することも重要である。

成人を対象とする調査においては、子どものいる者の中で、「混浴をさせた経験があった」は56.4%であった。日本の親の2人に1人は、公衆浴場で子どもに混浴をさせたということが明らかとなった。さらに、子どもがいる者、いない者合わせて「混浴に遭遇した経験があった」は68.0%であり、いずれも半数を超える結果であった。最後に子どもを混浴させた年齢では7歳以降で急激に減少していた。これは小学校入学を区切りとして公衆浴場において1人で入浴させる場合が多いのではないかと考えられる。また、小学校入学前後になると、子どもの方も異性の親と一緒に入浴することを嫌がったり、男児が女湯、女児が男湯に入浴したくないと思い始めたりする可能性が考えられる。子どもの混浴の男女別の実態を見ると、「男児を女湯に」の割合は51.5%、「女児を男湯に」の割合は48.5%であり、「男児を女湯に」の割合がわずかに

高かった。この背景として日本では、父親が仕事で子どもと一緒に公衆浴場で入浴をすることができず、代わりに母親が混浴をさせていることが考えられる。一方、「女児を男湯に」の割合が少ない背景として、女児が男湯で盗撮の被害にあうなどの事件に巻き込まれる事例が増加しており[2]、女児を男湯に入浴させたくないという親も少なくないことが考えられる。子どもの混浴に対する許容範囲では、具体的な数值を挙げた中で「6歳」、「7歳」の割合が高くなっていたのは、先述した「最後に子どもを混浴させた年齢」でも小学校入学を区切りに割合が低くなっていることと一致している。また「10歳」の割合が前後の年齢と比べてわずかに高くなっていることについては、地方自治体の条例で定められている混浴の制限年齢が10歳以上の割合が55.3%と高いことと関連しているものと考えられ、自分の住んでいる地方自治体のルールを知っていることが予想される。子どもの混浴を全面禁止することについて、子どものいる立場では、子どもを事件やトラブルなどから守りたいという気持ちが考えられる。一方、子どものいない立場では、公衆浴場の男湯に女児がいることで男性入浴者があらぬ疑いをかけられることを嫌う場合や、女性が男児と一緒に入浴したくない場合があると考えられる。子どもに浴場の利用経験があると回答したのは調査時点での93.4%であり、この中で、混浴をさせた経験があったのは55.4%であった。水着なしで異性浴場を利用した経験を子どもにたずねると、44.6%に利用経験があり、14.6%が覚えていないとしており、覚えていないくらい低年齢での利用であると考えられる。子どもの記憶による異性浴場への入力の最終年齢は、5歳と回答した割合が最も高く、次いで6歳、7歳と続いた。男女とも似た傾向であるが、2歳や3歳で異性浴場の利用をやめている女子の割合

は僅かに高かった。また、覚えていないという回答も23.3%あった。各自治体で定められている混浴の制限年齢が10歳以上の割合が55.3%であるが、最後に入った年齢は5歳がピークとなっていた。

子どもの混浴を禁止している年齢が10歳である公衆浴場が44.0%であった。6歳、7歳、8歳が13%から14%と同程度の割合で続いた。今回の対象となった地方自治体の条例等で定められている混浴の制限年齢は、東京都、神奈川県、兵庫県、青森県、埼玉県、石川県、愛媛県、福岡県が10歳であり、京都府の7歳、愛知県8歳、北海道が12歳となっている（広島県は条例に記載なし）。子どもの混浴を禁止している年齢は、条例等に定められている年齢とほぼ合致していたと考えられる。子どもの混浴禁止年齢について、トラブルの発生が10.7%あり、具体的な事例では、女児を男湯に入れようとした父親が周囲の客と言い合いになったという事例、子どもの体が大きかつたが「公衆浴場法にある」と客に言われて断れなかつた事例などがあった。要望が14.8%であり、具体的な事例では、女性客から男児の女湯入浴についての苦情と禁止年齢の引き下げ要望が多かった。回答者の考えでは、条例で多い10歳は23.0%であり、これよりも7歳の25.4%、6歳の23.9%が高くなっていた。7歳や6歳というのは、小学校入学年齢と合致しており、回答者の約半数が小学校入学頃を禁止年齢と考えているといえる。また、子どもの混浴の禁止は年齢を基準とすべきとしたのが86%と多数を占めたが、12.3%が混浴禁止の必要がないとしている。禁止にすることで、子どもに二次性徴があつたり、体格が大きかつたりしても、年齢制限の上限に達していない場合には異性混浴ができてしまう可能性がある。一方、年齢制限を設けないことで、事業者が個別に注意するなどを対応することがで

きる。混浴を考慮する要件では、子どもに障害がある場合が最も高く、年齢制限の適用が難しいと事例といえる。続いて、事業者が緩和する必要があると判断した場合であり、柔軟に対応できる余地の必要性がうかがえる。

対象者が勤務する小学校では、いずれも4年生から体育時に男女別で着替えていた。これは、4年生の保健の授業で性の学習をすることが1つの基準になっているのではないかと予想された。ただし、教室とは離れた別の部屋を女子の着替え部屋としている学校では、時間がない、他に行く児童がいないことを理由に、男女別の着替えが成立していない現状もみられ、児童の実態や意識とは別に、物理的要因が垣間見えた。さらに、小学生になると、他人に見られないように上手に着替えられるようになることもあって、児童の恥ずかしがっている、嫌がっている、困っているなどの実態が教員からは把握にくくなることも考えられた。しかし、小学校の水泳時の着替えでは、2～3年生から男女別での着替えが成立していることから、どの担任も体育時の着替えも水泳時と同様の学年に早めたいと考えており、訴えやトラブルが明確になくても4年生からでは遅いととらえていた。また、小学校の養護教諭からはここ10年で児童の発育の早期化がみられ、1年生から高身長、胸のふくらみがみられ、性の意識の芽生えも2～3年生にみられるという実態に基づき、担任と同様に4年生よりも前に男女別の着替えや性教育が必要であると考えていた。幼稚園、保育園では、どの学年でも男女別の着替えは実施されておらず、担任は分けて着替える必要性を感じてはいなかった。しかし、特に保育園担任経験者からは、昼寝の前後の時間に5歳児で性器を触るなどのトラブル事例が挙げられた。また、養護教諭からも5歳児で性器を触るトラブル事例が挙げられたことや、性の実態として4歳の

夏ごろから女児では身体計測時に上半身裸になることを嫌がったり、5歳で胸を隠したりする姿が見られることが挙げられた。このような実態から幼稚園勤務経験のある養護教諭は全員が5歳児において男女別の着替えや性教育が必要であると考えていた。これは、ユネスコの性教育の指針「国際セクシュアリティ教育ガイドンス」[4]において、5歳児から学習を開始することにとなっている点に共通していた。

E. 結論

衛生等管理要領における混浴制限年齢は10歳であるが、本研究の成果により、成人の考える子どもの混浴禁止とすべき年齢は「6歳から」がピークで次いで「7歳から」、子どもがはずかしいと思いはじめた年齢も6歳と7歳が相対的に高く、公衆浴場事業者が考える混浴を禁止とすべき年齢は7歳の割合が最も高いことが明らかとなった。また、幼稚園教諭からは、4~5歳の時期に性の意識の芽生えがあるという意見も得た。これらのことと総合的に踏まえると、混浴禁止は6歳以上(ただし6歳でも小学校入学前は可)とすることが妥当であると考えられる。このデータは、適正な混浴年齢の検討に応用されることが期待できる。適正な混浴年齢が検討された結果、厚生労働省が「衛生等管理要領」を改訂し、地方自治体に周知することになれば、地方自治体においても条例を改正することが促されるという効果も期待される。これらことで、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界が発展することが期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる。

文献

- [1] 黒川修行、佐藤洋：環境の変化と子どもの体位：仙台市における80年にわたる計測から(<特集>発育発達のフィールドワーク). 日本生理人類学会誌、20 : 163-166、2015.
- [2] 大澤清二：日本人の大型化は乳幼児期の発育によってもたらされた. 発育発達研究、63 : 1-5、2014.
- [3] 大山健司：思春期の発現. Yamanashi Nursing Journal、3 : 3-8. 2004.
- [4] UNESCO: UN urges Comprehensive Approach to Sexuality Education
<https://en.unesco.org/news/urges-comprehensive-approach-sexuality-education>

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- 1. 論文発表 0 件
- 2. 学会発表 0 件

H. 知的財産の出願・登録状況

なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（19CA2029）

分担研究報告書

公衆浴場における混浴に関する都道府県及び自治体の条例

研究分担者 杉崎 弘周 新潟医療福祉大学 准教授

研究要旨：日本では、公衆浴場における子どもの混浴に年齢制限がある。公衆浴場法の制定から50年以上が経過しており、47都道府県が同法に基づく条例を制定している。さらに、地方自治体は独自の規制を確立している。子どもの混浴の年齢は、長期間にわたって包括的に研究されていない。しかし、近年、規制の見直しが社会的に求められている。そこで、本研究は、日本で初めて、日本の公衆浴場における混浴規制に関する都道府県や自治体の実態を明らかにすることを目的とした。2019年7月1日現在、公衆浴場法の規制対象となっている154の地方自治体の条例の内容を調査し、条例・施行年・改正年に定められた混浴禁止年齢のデータを取得した。地方自治体の規制で規定されている混浴の禁止は、60.4%（n=93）が10歳、9.7%が（n=15）が12歳、9.1%（n=14）が8歳であり、1.3%（n=2）が7歳を上限としていた。制定年が最も古いのは1948年で、最新は2018年であった。19の都道府県で改正されており、年齢の引き下げが10件、年齢の引き上げが1件あり、年齢制限が廃止された事例もみられた。保健所設置市・特別区では、条例が制定されたのは最近であるため、改正されたのは1件だけで、年齢は変わっていなかった。

研究協力者

植田誠治（聖心女子大学 教授）
小倉加恵子（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 部長）
佐見由紀子（東京学芸大学 准教授）

く規制を策定している154の地方自治体について、2019年7月1日現在の法規制の内容を調査した。条例で定められた混浴禁止の年齢、施行年、改定年のデータを入手し、集計した。

本研究は新潟医療福祉大学倫理委員会の承認を経て実施された。

A. 調査目的

子どもの男女混浴の年齢について、近年では社会的な需要があるものの、これを検討している研究がみられない。本研究では、このような問題を解決するための第一歩として、日本の公衆浴場における男女混浴に関する全都道府県や自治体の条例の実態を明らかにすることを目的とした。

B. 調査方法

厚生労働省の協力を得て、公衆浴場法に基づ

C. 調査結果

自治体からの調査依頼に対する回答率は100%（154/154）であった。このうち、自治体の81.0%（124/154）は、規制により混浴の年齢を規定していた。

地方自治体の規制で規定されている混浴の禁止は、60.4%（n=93）が10歳、9.7%が（n=15）が12歳、9.1%（n=14）が8歳であり、1.3%（n=2）が7歳としていた。制定年が最も古いのは1948年で、最新は2018年であった。

19の都道府県で改正されており、年齢の引き下げが10件、年齢の引き上げが1件あり、年齢制限が廃止された事例もみられた。

D. 考察

我々の知る限りでは、本研究は、日本の公衆浴場での混浴に関するすべての自治体の規制を初めて網羅した。法律の制定から何年も経過しているため、一部の地方自治体は独自の改正を行っていた。しかし、ほとんどの規制は衛生等管理要領に準拠していたことが明らかとなつた。これは、規制が子どもの発達と社会状況の最近の変化に対応できていないことを意味する。

例えば、1946年の法律の制定時と比較して、日本の子どもの身長と体重の成長は改善しており、子どもたちの身長と体重が増加したことが示されている[1, 2]。つまり、二次的な性的特徴がより早く現れる可能性があり、その上、男性と女性の間の二次的な特徴の出現の違いを考慮することも必要であろう[3]。

地方自治体では、都道府県の条例が改正されれば、地方自治体も追随する可能性が高い。一方、都道府県の規制は、国の法律や基準に準じて制定されるのが一般的である。今回の報告で明らかになった都道府県や自治体の実態に加え、銭湯利用者の意識や要望を明確にする必要がある。

今後、外国人観光客が公衆浴場を利用する場合、問題を防止するための対策を講じる必要がある。子どもたちが異性の公衆浴場に入るときに遭遇する可能性があるさまざまな問題から子どもたちを保護することも重要である。

E. 結論

この報告が今後の公衆浴場の混浴に関する研究に活用され、さらに研究が発展することが期待される。

文献

- [1] 黒川修行、佐藤洋：環境の変化と子どもの体位：仙台市における80年にわたる計測から(<特集>発育発達のフィールドワーク). 日本生理人類学会誌、20 : 163-166、2015.
- [2] 大澤清二：日本人の大型化は乳幼児期の発育によってもたらされた. 発育発達研究、63 : 1-5、2014.
- [3] 大山健司：思春期の発現. Yamanashi Nursing Journal、3 : 3-8. 2004.

F. 研究発表

- 1. 論文発表
なし
- 2. 学会発表
なし

G. 知的財産の出願・登録状況

なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（19CA2029）

分担研究報告書

公衆浴場における混浴に関する意識についての調査研究
—成人を対象とした調査研究—

研究分担者 杉崎 弘周

新潟医療福祉大学 准教授

研究要旨：公衆浴場法については、昭和23年に出された「公衆浴場法」において設備や認可について定められている。これに加えて、風紀に必要な措置を各自治体が条例で定めることとされている。本研究では、公衆浴場における子どもとの混浴についての意識を明らかにすることを目的とした。調査は2019年12月にWebアンケートによって行われた。3,631名の回答を分析の対象とした。「子どもに混浴させた経験がある」は、56.4%(男性48.0%、女性52.0%)、「子どもの混浴の遭遇がある」は68.0%であった。「子どもに最後に混浴させた年齢」では、「3歳」が22.1%で最も割合が高く、「5歳」が19.4%、「4歳」が15.7%、「6歳」が15.0%、「2歳」が11.4%と続いた。「混浴させた内容」では「男児を女湯に」が63.3%、「女児を男湯に」が49.4%であった。「子どもの混浴の許容範囲」では、「制限の必要はあるが一律に年齢制限をする必要はない」が30.7%であり、「年齢制限の必要なし」が14.9%、「混浴の全面禁止」が4.8%であった。「6歳から」が18.5%、「7歳から」が15.7%という回答割合が高かった。最後に混浴させた年齢は7歳から急激に減少、禁止すべき年齢では6歳をピークに7歳がこれに続く結果であった。

研究協力者

植田誠治（聖心女子大学 教授）
小倉加恵子（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 部長）
佐見由紀子（東京学芸大学 准教授）

A. 調査目的

公衆浴場は、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されている[1]。一般的には銭湯と呼ばれ、現在では350円から400円程度の入浴施設である。公衆浴場は、日本の伝統文化であり、それと同時に日本では男女が水着等を付けず一緒に入浴する混浴という文化も楽しまれている。

公衆浴場については、昭和23年に出された「公衆浴場法」において設備や認可について定められている。これに加えて、風紀に必要な措

置を各自治体が条例で定めることとされている。混浴における年齢制限はこの風紀に必要な措置に含まれるものである。現代における子どもの発達発育に合っていないことやこれから増加する訪日外国人観光客にとって公衆浴場での子どもとの混浴が理解できないことが問題である。

そこで本研究では、公衆浴場における子どもの混浴についての意識を明らかにすることを目的とした。

B. 調査方法

調査の対象は、委託した調査会社にモニター登録をしている者で、条件に合う者とした。調査は2019年12月に行われ、Webアンケートに質問項目を記した。調査内容は公衆浴場の利用経験の有無、性別（男性・女性）、子どもの有

無、子どもに混浴をさせた経験の有無、子どもにさせた混浴についての内容、最後に子どもに混浴をさせた年齢、子どもの混浴の遭遇の有無、子どもの混浴の許容範囲の8項目を調査し、公衆浴場における混浴に対する意識についてたずねた。調査時には、文章を提示して同意があったものに関して調査を実施した。

本研究は新潟医療福祉大学倫理委員会の承認を経て実施された。

C. 調査結果

調査委託業者に登録している84,698名にメールによる参加依頼をして9,515名からの応募があった。このうち、公衆浴場の利用経験がない者、文章の提示に対して同意のできない者、調査会社関係者に該当した場合は、その時点で終了した。この結果、応募者から5,884名が除外された。以上の手続きを経て3,631名の回答を分析の対象とした。結果は「性別（男性・女性）」では、「男性」が50.0%、「女性」が50.0%であった（表1）。「子どもの有無」では「ある」が49.7%（男性49.7%、女性50.7%）「ない」が50.3%（男性50.4%、女性49.6%）であった。

「子どもに混浴させた経験の有無」では、「ある」が56.4%（男性48.0%、女性52.0%）、「ない」が43.6%（51.8、女性48.2）であった。

「子どもの混浴の遭遇の有無」では、「ある」が68.0%、「ない」が32.0%であった。

「混浴させた内容」では「男児を女湯に」が6.3%、「女児を男湯に」が49.4%であった。

「子どもに最後に混浴させた年齢」では、「0歳」が1.3%、「1歳」が3.1%、「2歳」が11.4%、「3歳」が22.1%、「4歳」が15.7%、「5歳」が19.4%、「6歳」が15.0%、「7歳」が6.5%、「8歳」が3.5%、「9歳」が1.0%、「10歳」が0.7%、「11歳」が0.2%、「12歳」が0%であった（表2）。

「子どもの混浴禁止について」では、「混浴禁止の必要はない」が14.9%、「混浴の全面禁止」が4.8%、「混浴禁止の必要あり」の80.3%であった。禁止とする年齢の内訳では、「1歳から」が0.6%、「2歳から」が0.9%、「3歳から」が5.8%、「4歳から」が5.1%、「5歳から」が8.5%、「6歳から」が18.5%、「7歳から」が15.7%、「8歳から」が3.5%、「9歳から」が2.2%、「10歳から」が6.5%、「11歳から」が0.6%、「12歳以上から」が1.4%、「制限の必要はあるが一律に年齢制限をする必要はない」が30.7%であった（表3）。

D. 考察

全国調査から子どものいる者の中で、「混浴をさせた経験があった」は56.4%であった。日本の親のおよそ2人に1人は、公衆浴場で子どもに混浴をさせたということが明らかとなった。さらに、子どもがいる者、いない者合わせて「混浴に遭遇した経験があった」は68.0%であり、いずれも半数を超える結果であった。

最後に子どもを混浴させた年齢では7歳以降で急激に減少していた。これは小学校入学を区切りとして公衆浴場において1人で入浴させる場合が多いのではないかと考えられる。また、小学校入学前後になると、子どもの方も異性の親と一緒に入浴することを嫌がったり、男児が女湯、女児が男湯に入浴したくないと思い始めたりする可能性が考えられる。子どもの混浴の男女別の実態を見ると、「男児を女湯に」の割合は63.3%、「女児を男湯に」の割合は49.4%であり、「男児を女湯に」の割合が高かった。この背景として日本では、父親が仕事で子どもと一緒に公衆浴場で入浴をすることができず、代わりに母親が混浴をさせていることなどが考えられる。一方、「女児を男湯に」の割合が少ない背景として、女児が男湯で盗撮の被害にあ

うなどの事件に巻き込まれる事例が増加しており[2]、女児を男湯に入浴させたくないという親も少なくないことが考えられる。

禁止とするべき年齢で具体的な数値を挙げた中で「6歳」、「7歳」の割合が高くなっていたのは、先述した「最後に子どもを混浴させた年齢」でも小学校入学を区切りに割合が低くなっていることと一致している。また「10歳」の割合が前後の年齢と比べてわずかに高くなっていることについては、各自治体で定められている混浴の制限年齢が10歳以上の割合が高いことと関連しているものと考えられ、自分の住んでいる自治体のルールを知っていることが予想される。子どもの混浴を全面禁止することについて、子どものいる立場では、子どもを事件やトラブルなどから守りたいという気持ちが考えられる。一方、子どものいない立場では、公衆浴場の男湯に女児がいることで男性入浴者があらぬ疑いをかけられることを嫌う場合や、女性が男児と一緒に入浴したくない場合があると考えられる。

E. 結論

子どもの混浴を禁止とするべき年齢については、6歳か7歳という回答が高いことが明らかとなり、子どもや大人、障害を持った者、外国人などすべての公衆浴場の利用者が公衆浴場を快適に使用できるように検討する必要ある。

文献

[1]厚生労働省 公衆浴場法概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/seikatsu-eisei/seikatsu-eisei04/04.html

[2]産経新聞 公衆浴場における混浴についてのトラブル、事件

<https://www.sankei.com/west/news/180131/>

wst1801310107-n1.html

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的財産の出願・登録状況

なし

表 1. 回答者の属性

	回答数	%
性別		
男性	1817	50. 0
女性	1814	50. 0
年齢		
30 歳未満	15	0. 4
30 歳代	271	7. 5
40 歳代	1003	27. 6
50 歳代	1587	43. 7
60 歳代	586	16. 1
70 歳代以上	169	4. 7
子どもの有無		
有	1804	49. 7%
無	1827	50. 3%
子ども有		
男性	896	49. 7%
女性	908	50. 3%
子ども無		
男性	921	50. 4%
女性	906	49. 6%

子どもに混浴をさせた経験

有	1018	56. 4%
無	786	43. 6%

混浴の種類（複数回答可）

男児を女湯に	644	63. 3%
女児を男湯に	503	49. 4%

子どもの混浴に遭遇した経験

有	2469	68. 0%
無	1162	32. 0%

表 2. 子どもに最後に混浴させた年齢

年齢	男児の女湯利用 (n=644)		女児の男湯利用 (n=503)	
	n	%	n	%
0	10	1.6	4	0.8
1	21	3.3	14	2.8
2	62	9.6	62	12.3
3	140	21.7	103	20.5
4	96	14.9	80	15.9
5	127	19.7	106	21.1
6	106	16.5	73	14.5
7	46	7.1	34	6.8
8	23	3.6	18	3.6
9	8	1.3	4	0.8
10	4	0.6	4	0.8
11	1	0.2	1	0.2
> 12	0	0	0	0

表 3. 子供の混浴禁止について

	合計		子ども有 (n=1804)		子ども無 (n=1827)	
	n	%	n	%	n	%
必要なし	542	14.9	226	12.5	316	17.3
全面禁止	175	4.8	58	3.2	117	6.4
必要あり	2914	80.3	1520	84.3	1394	76.3
年齢						
1	17	0.6	9	0.6	8	0.6
2	26	0.9	15	1.0	11	0.8
3	169	5.8	83	5.5	86	6.2
4	150	5.1	79	5.2	71	5.1
5	248	8.5	138	9.1	110	7.9
6	538	18.5	300	19.7	238	17.1
7	457	15.7	303	19.9	154	11.0
8	102	3.5	64	4.2	38	2.7
9	65	2.2	36	2.4	29	2.1
10	190	6.5	101	6.6	89	6.4
11	17	0.6	6	0.4	11	0.8
> 12	40	1.4	13	0.9	27	1.9
条件付	895	30.7	373	24.5	522	37.4

必要なし：混浴禁止の必要はない

全面禁止：混浴の全面禁止 (= 0 歳からの禁止)

必要あり：子供の混浴は年齢に応じて禁止する必要がある

条件付：子供の混浴は年齢に応じて制限する必要があるが一律の年齢制限とする必要はない

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（19CA2029）

分担研究報告書

浴場における子どもの混浴経験と意識に関する調査研究

研究分担者 杉崎 弘周 新潟医療福祉大学 准教授

研究要旨：本研究では、公衆浴場における混浴について、当事者である子どもの経験や認識の実態を明らかにすることを目的とした。水着なしで異性浴場に入浴した経験と認識について、保護者の同意の下で全国の7歳から12歳まで男女1,500名に調査を実施した。水着なしでの異性混浴体験は、ある44.6%（男子55.0%、女子33.3%）ない40.8%（男子28.6%、女子53.9%）覚えていない14.6%（男子16.3%、女子12.8%）であった。水着なしで異性浴場に入った最終年齢は5歳の20.0%がピークで、6歳が14.1%、7歳が13.0%と続き、覚えていないが23.3%であった。水着なしでの異性混浴をはずかしいと思い始めた年齢では、6歳の27.0%、7歳の21.2%で20%を超えており、5歳の16.1%、8歳の13.4%がこれに続いた。最後に水着なしで異性浴場に入浴した年齢、水着なしでの異性入浴をはずかしいと思い始めた年齢とも過半数が5歳から8歳に集中していたことが当事者への調査によって明らかとなった。

研究協力者

植田誠治（聖心女子大学 教授）
小倉加恵子（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 部長）
佐見由紀子（東京学芸大学 准教授）

A . 調査目的

公衆浴場は、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されている[1]。350円から400円程度の入浴施設である公衆浴場を一般的には銭湯という。公衆浴場は、日本の伝統文化であり、それと同時に日本では男女が水着等を付けず一緒に入浴する混浴という文化も楽しまれている。

公衆浴場法については、昭和23年に出された「公衆浴場法」において設備や認可については定められている。これに加えて、風紀に必要な措置を各自治体が条例で定めることとされている。混浴やその年齢制限はこの風紀に必要な措置に含まれるものである。現代における子

どもの発達発育に合っていないことやこれから増加する訪日外国人観光客に対して公衆浴場での子どもとの混浴が理解できないことが問題である。

そこで本研究では、公衆浴場における子どもの混浴についての意識を明らかすることを目的とした。

B . 調査方法

調査の対象は、調査を委託した（株）日本能率協会総合研究所に登録しているリサーチパネルのうち、7歳から12歳までの子どもがいる者、同意事項に同意できる者とした。

日本を北海道東北、関東、北陸甲信越、東海、関西、中国、四国、九州の8つの地域に分け、2015年国勢調査の人口構成比に応じた比率を算出して回収目標値を設定した。また、居住地域による比率を優先し、子どもの性別と年齢は比率が均等に近くなるようにした。

本研究は新潟医療福祉大学倫理委員会の承

認を経て2020年2月に実施された。

C . 調査結果

1) 調査対象

対象候補者7,764名に対して、EメールによってURLを送付して依頼したところ、2,992名から応募があった。このうち、子どもの年齢に関する条件に該当しない者、同意事項に同意できない者をあわせて1,492名除外した。また、居住地域、子どもの年齢、子どもの性別の属性によって設定した目標値に達した時点でも、それら属性からの回答を打ち切った。以上の手続きにより、1,500名を対象に調査を実施した。さらに、親による回答と子どもによる回答をそれぞれ求めた。

2) 回答者の属性

回答者の地域別の割合は、北海道・東北10.7%（男子10.7%、女子10.6%）、関東32.4%（男子32.3%、女子32.5%）、北陸・甲信越6.7%（男子6.6%、女子6.7%）、東海12.7%（男子12.6%、女子12.7%）、関西16.4%（男子16.4%、女子16.4%）、中国6.0%（男子6.0%、女子6.0%）、四国2.9%（男子3.0%、女子2.9%）、九州12.3%（男子12.3%、女子12.3%）であった。

対象の子どもの年齢では、7歳16.0%（男子16.8%、女子15.1%）、8歳17.1%（男子15.5%、女子18.8%）、9歳16.3%（男子17.1%、女子15.4%）、10歳19.5%（男子19.8%、女子19.1%）、11歳16.6%（男子15.9%、女子17.3%）、12歳14.5%（男子14.9%、女子14.2%）であった。

3) 親への調査結果

回答の対象とする子どもの性別は男子767名、女子733名であったが、お子様の浴場の利用経験があると回答したのは92.0%（男子93.4%、女子90.6%）であった。そのうち、水着

なしで異性浴場の利用は55.4%（男子67.7%、女子42.2%）であった。

水着なしでの異性浴場の最終利用年齢は、1歳0.1%（男子0.2%、女子0%）、2歳1.0%（男子0.6%、女子1.8%）、3歳3.8%（男子4.1%、女子3.2%）、4歳14.4%（男子14.4%、女子14.3%）、5歳12.2%（男子11.8%、女子12.9%）、6歳23.5%（男子24.1%、女子22.5%）、7歳20.1%（男子20.4%、女子19.6%）、8歳12.0%（男子13.0%、女子10.4%）、9歳5.6%（男子4.9%、女子6.8%）、10歳2.5%（男子2.3%、女子2.9%）、11歳1.7%（男子1.0%、女子2.9%）、12歳0.1%（男子0%、女子0.4%）、13歳0.3%（男子0.2%、女子0.4%）、14歳2.6%（男子2.9%、女子2.1%）であった。

4) 子どもへの調査結果

浴場の利用経験があると回答した親の子どもに対して、水着なしでの異性混浴体験をたずねたところ、ある44.6%（男子55.0%、女子33.3%）ない40.8%（男子28.6%、女子53.9%）、覚えていない14.6%（男子16.3%、女子12.8%）であった。

水着なしで異性浴場に入った最終年齢では、「1歳」が0.7%（男子0.8%、女子0.5%）、「2歳」が2.0%（男子1.0%、女子3.6%）、「3歳」が8.3%（男子7.9%、女子9.0%）、「4歳」が9.6%（男子9.6%、女子9.5%）、「5歳」が20.0%（男子21.1%、女子18.1%）、「6歳」が14.1%（男子14.5%、女子13.6%）、「7歳」が13.0%（男子12.9%、女子13.1%）、「8歳」が5.4%（男子4.3%、女子7.2%）、「9歳」が1.3%（男子1.8%、女子0.5%）、「10歳」が2.0%（男子1.5%、女子2.7%）、「11歳」が0.3%（男子0%、女子0.9%）、「12歳」が0.2%（男子0.3%、女子0%）、覚えていないが23.3%（男子24.4%、女子21.3%）であった。

水着なしで異性浴場に入った経験のある者（n=1094）に、はずかしいと思い始めた年齢をたずねたところ、「0歳」が0.3%（男子0.2%、女子0.4%）「1歳」が0.1%（男子0.2%、女子0%）、「2歳」が0.5%（男子0.8%、女子0.2%）、「3歳」が2.7%（男子2.8%、女子2.5%）、「4歳」が6.2%（男子6.0%、女子6.4%）、「5歳」が16.1%（男子15.6%、女子16.5%）、「6歳」が27.0%（男子30.3%、女子23.8%）、「7歳」が21.2%（男子20.9%、女子21.5%）「8歳」が13.4%（男子12.6%、女子14.2%）、「9歳」が7.0%（男子5.8%、女子8.2%）、「10歳」が4.0%（男子3.4%、女子4.6%）、「11歳」が1.4%（男子1.3%、女子1.4%）、「12歳」が0.2%（男子0.2%、女子0.2%）であった）。

水着なしで異性浴場に入ることがはずかしいと思わない者（n=286）に、はずかしいと思うようになる年齢をたずねたところ、「7歳」が7.3%（男子10.3%、女子2.0%）「8歳」が10.1%（男子12.0%、女子6.9%）、「9歳」が9.8%（男子7.1%、女子14.7%）、「10歳」が22.0%（男子21.7%、女子22.5%）、「11歳」が9.1%（男子8.2%、女子10.8%）、「12歳」が17.1%（男子17.9%、女子15.7%）、「13歳以上」が8.0%（男子7.1%、女子9.8%）、はずかしいと思うようになることはないが16.4%（男子15.8%、女子17.6%）であった。

異性浴場に入っている異性を見たことがあったのは60.8%（男子53.6%、女子68.5%）であった。

D . 考察

子どもに浴場の利用経験があると回答したのは調査時点での93.4%であり、この中で、混浴をさせた経験があったのは55.4%であった。

水着なしで異性浴場を利用した経験を子どもにたずねると、44.6%に利用経験があり、14.

6%が覚えていないとしており、覚えていないくらい低年齢での利用であると考えられる。子どもの記憶による異性浴場への入力の最終年齢は、5歳と回答した割合が最も高く、次いで6歳、7歳と続いた。男女とも似た傾向であるが、2歳や3歳で異性浴場の利用をやめている女子の割合は僅かに高かった。また、覚えていないという回答も23.3%あった。はずかしいと思い始めた年齢は、6歳が最も高い割合で、7歳がこれに続き、小学校入学の時期と重なる結果であった。

E . 結論

子どもが水着を着ないで異性浴場を最後に利用した年齢、はずかしいと思い始める年齢が5歳から8歳あたりに集中していることが当事者へ調査によって明らかとなった。子どもの異性浴場混浴についてさらなる検討が必要であろう。

F . 研究発表

- 1 . 論文発表 0 件
- 2 . 学会発表 0 件

G . 知的財産の出願・登録状況

なし

表1 回答者の居住地域 (N=1500)

北海道・東北	10.7%
関東	32.4%
甲信越	6.7%
東海	12.7%
関西	16.4%
中国	6.0%
四国	2.9%
九州沖縄	12.3%

表2 回答の対象となった子どもの年齢と性別 (N=1500)

7-9歳の男子	25.3%
10-12歳の男子	25.9%
7-9歳の女子	24.1%
10-12歳の女子	24.7%

表3 子どもの浴場の利用有無 (N=1500)

あり	92.0%
なし	8.0%

表4 子どもの異性浴場の利用有無 (N=1380)

	合計	%	男子	%	女子	%
ある	615	44.6%	394	55.0%	221	33.3%
ない	563	40.8%	205	28.6%	358	53.9%
覚えていない	202	14.6%	117	16.3%	85	12.8%

表5 水着なしで異性浴場に入った最終年齢 (N=615)

	合計	%	男子	%	女子	%
0歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1歳	4	0.7%	3	0.8%	1	0.5%
2歳	12	2.0%	4	1.0%	8	3.6%
3歳	51	8.3%	31	7.9%	20	9.0%
4歳	59	9.6%	38	9.6%	21	9.5%
5歳	123	20.0%	83	21.1%	40	18.1%
6歳	87	14.1%	57	14.5%	30	13.6%
7歳	80	13.0%	51	12.9%	29	13.1%
8歳	33	5.4%	17	4.3%	16	7.2%
9歳	8	1.3%	7	1.8%	1	0.5%
10歳	12	2.0%	6	1.5%	6	2.7%
11歳	2	0.3%	0	0.0%	2	0.9%
12歳	1	0.2%	1	0.3%	0	0.0%
覚えていない	143	23.3%	96	24.4%	47	21.3%

表6 はずかしいと思い始めた年齢 (N=1094)

	合計	%	男子	%	女子	%
0歳	3	0.3%	1	0.2%	2	0.4%
1歳	1	0.1%	1	0.2%	0	0.0%
2歳	5	0.5%	4	0.8%	1	0.2%
3歳	29	2.7%	15	2.8%	14	2.5%
4歳	68	6.2%	32	6.0%	36	6.4%
5歳	176	16.1%	83	15.6%	93	16.5%
6歳	295	27.0%	161	30.3%	134	23.8%
7歳	232	21.2%	111	20.9%	121	21.5%
8歳	147	13.4%	67	12.6%	80	14.2%
9歳	77	7.0%	31	5.8%	46	8.2%
10歳	44	4.0%	18	3.4%	26	4.6%
11歳	15	1.4%	7	1.3%	8	1.4%
12歳	2	0.2%	1	0.2%	1	0.2%

表7 はずかしいと思うようになる年齢(n=286)

	合計	%	男子	%	女子	%
7歳	21	7.3%	19	10.3%	2	2.0%
8歳	29	10.1%	22	12.0%	7	6.9%
9歳	28	9.8%	13	7.1%	15	14.7%
10歳	63	22.0%	40	21.7%	23	22.5%
11歳	26	9.1%	15	8.2%	11	10.8%
12歳	49	17.1%	33	17.9%	16	15.7%
13歳以上	23	8.0%	13	7.1%	10	9.8%
はずかしいと思うようになることはない	47	16.4%	29	15.8%	18	17.6%

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（19CA2029）

分担研究報告書

公衆浴場事業所を対象とした子どもの混浴に関する調査研究

研究分担者 杉崎 弘周

新潟医療福祉大学 准教授

研究要旨：本研究では、公衆浴場事業所における子どもの混浴についての年齢制限、トラブル事例、事業者の意識を明らかすることを目的とした。厚生労働省所管の全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の協力の下、組合会員数が多い方から13都道府県に対して調査を依頼し、246件の回答を得た（回収率40.3%）。

混浴を禁止している年齢は、10歳が44.0%であり、8歳が14.8%、6歳が14.4%、7歳が13.6%と続いた。子どもの混浴禁止年齢について、トラブルの発生が10.7%、苦情ありが14.8%であった。子どもの混浴を禁止とする年齢をたずねたところ、条例で多かった10歳が23%であり、これよりも7歳の25.4%、6歳の23.9%の割合が高くなっていた。本研究の結果から、基準年齢の引き下げを検討しつつ、特別な事例についても検討する必要があるといえるだろう。

研究協力者

植田誠治（聖心女子大学 教授）

小倉加恵子（国立研究開発法人国立成育医

療研究センター 部長）

佐見由紀子（東京学芸大学 准教授）

組合に対して調査を依頼した。対象となった組合の会員数の30%程度にあたる610枚の質問紙を発送し、246件の回答を得た。

本研究は新潟医療福祉大学倫理委員会の承認を経て調査は2020年2月に行われた。

A. 調査目的

本研究の目的は、日本の公衆浴場事業者に対して、公衆浴場における混浴についての当該年齢に対する事業者の意識と当該年齢に起因したトラブル事例を明らかにすることであった。

B. 調査方法

厚生労働省生活衛生課と全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会との協働によって選定し、郵送法による調査を行った。調査内容は、当該年齢に対する事業者の意識と当該年齢に起因したトラブル事例とした。

厚生労働省所管の全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の協力の下、組合会員数が多い方から13都道府県の公衆浴場業生活衛生同業

C. 調査結果

1) 回収率

12都道府県の公衆浴場業生活衛生同業組合から合計246の回答を得た（回収率40.3%）。

2) 回答者の属性

回答者の属性では、男性が75.3%、女性が23.5%であり、60歳代が38.7%、70歳代が22.6%、50歳代が19.3%であった（表1）。

3) 事業所での実態

混浴を禁止している年齢は、10歳が44.0%であり、8歳が14.8%、6歳が14.4%、7歳が13.6%と続いた（表2）。混浴の例外については、認めていないのが78.2%、認めているのが16.9%

であった（表3）。例外の例として、家族風呂の場合、介助を要する場合、他に客がない場合などの回答があった。混浴禁止年齢に関する利用者のトラブルについて、なかつたが88.1%、あったが10.7%であった（表4）。混浴禁止年齢に関して利用者からの要望では、なかつたが84.0%、あったが14.8%であった（表5）。

4) 回答者の意識

混浴を禁止すべき要件では、年齢によって禁止が86.0%であり、混浴禁止の必要はないが12.3%、全面禁止が0.4%であった（表6）。子どもの混浴を禁止とするべき年齢は、7歳が25.4%、6歳が23.9%、10歳が23.0%であり、8歳が18.7%と続いた（表7）。

混浴を考慮する要件として、子どもに障害がある場合が39.5%、公衆浴場の事業者が緩和する必要があると判断した場合が37.0%、一人で入浴することへの心配がある場合（ケガをすることやトラブルに巻き込まれることなど）が24.3%、入浴時に同性の保護者がいない場合が18.9%、シングルファザー（マザー）で異性の子どもがいる場合が16.5%、家族風呂の場合が1.5%であった。

D. 考察

今回の調査結果によると、子どもの混浴を禁止している年齢が10歳である公衆浴場が44.0%であった。6歳、7歳、8歳が13%から14%と同程度の割合で続いた。今回の対象となった都道府県の条例等で定められている混浴の制限年齢は、東京都、神奈川県、兵庫県、青森県、埼玉県、石川県、愛媛県、福岡県が10歳であり、京都府の7歳、愛知県8歳、北海道が12歳となっている（広島県は条例に記載なし）。子どもの混浴を禁止している年齢は、条例等に定められている年齢とほぼ合致していたと考えられる。

子どもの混浴禁止年齢について、トラブルの発生が10.7%あり、具体的な事例では、女児を男湯に入れようとした父親が周囲の客と言い合いになったという事例、子どもの体が大きかったが「浴場法にある」と客に言われて断れなかつた事例などがあった。要望が14.8%であり、具体的な事例では、女性客から男児の女湯入浴についての要望と禁止年齢の引き下げに関する苦情が多かった。

混浴禁止年齢についての回答者の考えでは、条例で多い10歳は23%であり、これよりも7歳の25.4%、6歳の23.9%が高くなっていた。7歳や6歳というのは、小学校入学年齢と合致しており、回答者の約半数が小学校入学頃を禁止年齢と考えているといえる。また、子どもの混浴の禁止は年齢を基準とすべきとしたのが86%と多数を占めたが、12.3%が混浴禁止の必要がないとしている。禁止にすることで、子どもに二次性徴があったり、体格が大きかったりしても、年齢制限の上限に達していない場合には異性混浴ができてしまう可能性がある。一方、年齢制限を設けないことで、事業者が個別に注意するなどを対応することができる。

混浴を考慮する要件では、子どもに障害がある場合が最も高く、年齢制限の適用が難しいと事例といえる。続いて、事業者が緩和する必要があると判断した場合であり、柔軟に対応できる余地の必要性がうかがえる。

E. 結論

公衆浴場において、現状では条例に近い年齢制限が行われており、トラブルや要望も発生している。公衆浴場事業者の大多数は子どもの混浴の禁止は年齢を基準とすべきとしており、約半数が混浴禁止年齢は小学校入学の時期である6歳から7歳と考えていた。ただし、子どもに障害がある場合など、事業者が判断した場合

には緩和する必要もあるという声もあった。基準年齢の引き下げを検討しつつ、特別な事例についても配慮する必要があるだろう。

文献

なし

F . 研究発表

1 . 論文発表

なし

2 . 学会発表

なし

G . 知的財産の出願・登録状況

なし

表1 回答者の性別と年代

性別	n	%
男性	183	75.3%
女性	57	23.5%
その他	3	1.2%

年代	n	%
30歳代	10	4.1%
40歳代	21	8.6%
50歳代	47	19.3%
60歳代	94	38.7%
70歳代	55	22.6%
80歳以上	16	6.6%

表2 混浴を禁止している年齢

年齢	n	%
0	1	0.4%
6	35	14.4%
7	33	13.6%
8	36	14.8%
9	13	5.3%
10	107	44.0%
11	3	1.2%
12	1	0.4%
無回答	13	5.3%
その他	1	0.4%

表3 子どもの混浴の例外を認めているか

	n	%
認めていない	190	78.2%
認めている	41	16.9%
無回答	12	4.9%

表4 混浴禁止年齢に関する利用者のトラブルの有無

	n	%
なかった	214	88.1%
あった	26	10.7%
無回答	3	1.2%

表5 混浴禁止年齢に関して利用者からの要望の有無

	n	%
なかった	204	84.0%
あった	36	14.8%
無回答	3	1.2%

表6 混浴を禁止にするべき要件

	n	%
年齢によって禁止	209	86.0%
混浴禁止の必要ない	30	12.3%
0歳（全面禁止）	1	0.4%
一律の年齢制限とする必要はない	0	0.0%

表7 混浴を禁止にするべき年齢

禁止とする年齢	n	%
3歳	1	0.5%
4歳	1	0.5%
5歳	3	1.4%
6歳	50	23.9%
7歳	53	25.4%
8歳	39	18.7%
9歳	13	6.2%
10歳	48	23.0%
11歳	0	0.0%
12歳	1	0.5%

表8 混浴を考慮する要件（複数回答可）

	n	%
子供に障害がある場合	96	39.5%
公衆浴場の事業者が緩和する必要がある	90	37.0%
一人で入浴することへの心配がある場合	59	24.3%
入浴時に同性の保護者がいない場合	46	18.9%
シングルファザー（マザー）で異性の子供	40	16.5%
家族風呂の場合	28	11.5%
その他	10	4.1%

厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学研究事業）
子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究（19CA2029）

分担研究報告書
園児や児童の性に関する意識や実態に関する調査
—教員を対象とした調査研究—

研究分担者 佐見 由紀子 東京学芸大学 准教授

研究要旨：本研究では、園児や児童の性に関する意識や実態を明らかにするために幼稚園、小学校に勤務経験のある教員に半構造化インタビューを行った。対象者は、幼稚園、保育園及び小学校の担任教員7名、幼稚園及び小学校の養護教諭5名の計12名であった。その結果、幼稚園、保育園ではどの学年でも男女別着替えは実施しておらず、担任は分ける必要性を感じていなかった。しかし、幼稚園の養護教諭では4～5歳の時期に性の意識の芽生えがあることから、5歳から男女で着替えを分けることや性教育を行う必要性を感じていた。また、小学校では体育時の着替えは4年生から男女別にしているものの、時間や場所の制約から実現していない例もみられた。しかし、水泳時の着替えが2～3年生から男女別であることから、担任は体育時の着替えも同様に4年生より早くから実施する必要があると考えていた。また、小学校の養護教諭は、保健室で見る児童の実態から担任と同様に2～3年生から男女別に着替えることや性教育の必要性を感じていることがわかった。

研究協力者

植田誠治（聖心女子大学 教授）
杉崎弘周（新潟医療福祉大学 准教授）
小倉加恵子（国立成育医療研究センター）

A. 調査目的

公衆浴場は、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されている[1]。350円から400円程度の入浴施設である公衆浴場を一般的には銭湯という。公衆浴場は、日本の伝統文化であり、それと同時に日本では男女が水着等を付けず一緒に入浴する混浴という文化も楽しめている。

昭和23年に公衆浴場法が制定され、これにより、都道府県等が混浴の年齢を条例で定めているが、その年齢は7歳から12歳までと自治

体で差がある。子どもの身体的・精神的発育発達状況やそれを取り巻く大人の性的な感情等は昭和23年当時とは変化していることが予想される。しかし、本規定が長年見直しされていないことから、混浴を嫌がる子どもが入浴させられてしまうこと、周りの大人から性的な対象としてみられることなどの問題が生じうる。

以上のように、公衆浴場で子どもや親が安心して入浴できるようにするために混浴年齢に関するデータを収集する必要がある。

そこで、本研究では、園児や児童の性の意識を把握するため、幼稚園、小学校教員を対象に、反応の出やすい着替えの場面や性のトラブル事例についてインタビュー調査を行った。

B. 調査方法

令和2年2～3月に、保育園、幼稚園いずれにも勤務経験のある担任教員2名、幼稚園のみに勤務経験のある担任教員2名、小学校担任教員3名、小学校養護教諭2名、幼稚園勤務経験のある養護教諭3名の計12名を対象に半構造化インタビューを行った（一部、電話によるインタビューを含む）。インタビューは一人につき、30分程度実施された。インタビュー内容は対象者の許可を得たうえでICレコーダーに記録した。調査の場所は、対象者の希望に合わせ、分担研究者の大学研究室あるいは対象者の勤務校とした。

倫理的配慮として、令和2年2月19日に東京学芸大学倫理委員会の許諾を得た（受付番号400）。また、事前にインタビュー依頼書を各学校の管理職及び対象者に渡し、説明の上、同意を得た。

C . 調査結果

（1）対象者

インタビュー対象者の属性は表1、2のとおりであった。

（2）小学校における教員への調査結果

ア . 担任への調査結果（3名）

体育時における着替えの現状

小学校担任教員3名から共通して、体育時の着替えは4年生から男女を分けていることがわかった。中でも、衝立を置いたり、カーテンを閉めたりして教室内を真ん中で仕切っている学校では男女に分けた着替えが実現していた。しかし、女子の着替えとして別の部屋を指定している学校では、休憩時間の短さや他の児童が利用しないなどの理由でほとんど利用されておらず、男女が同じ教室で着替えている現状があった。

ある学校では、4年生以上で男女分けて着替

えをしていたが、恥ずかしさから教室で着替えられない女子児童がいたことをきっかけに3年生から別の部屋を指定することになった経緯や、保護者の要望から2年生から教室内に仕切りをつけて男女で分けて着替えをするに至った学校もあったことが語られた。

水泳時における着替えの現状

水泳時の着替えでは、2年生（2名）又は3年生（1名）から男女で分けて着替えており、体育の着替えよりは早い学年から分けていた。これは、水泳の授業が学年合同で実施されることから、1組は1・2組の男子が、2組では1・2組の女子が着替えるなど、教室を確保しやすいためであった。また、1年生から男女で分けられない理由として、クラスを2か所に分けると、担任がどちらかにしか付くことができないため、着替えに援助の必要な児童もいる1年生では、分けることが難しいとの意見もあった。

男女の着替えを分ける適切な学年

また、男女の着替えを分ける適切な学年として、体育授業での男女の着替えを分ける学年を、水泳時の着替えの学年まで早めたいという点で全員が共通していた。

学校における性のトラブル事例

幼いころから、女子の体に触るくせのある男子が高学年になっても触ったり、更衣室について行こうとしたりしたことで指導の対象となった事例があった。また、トラブルではないが、男性担任の膝の上に低学年の女子が座ってくる場合には、保護者の反応に配慮し、注意して座らないようにしていたことや、4年生になると性の用語を辞書で調べたりする男子が増えてくることから、男子の性の意識の変化が4年生にあると考えている担任もいた。

さらに、通学路で声をかけられる被害は高学年女子に多いこと、一方、電車による通学時に盗撮される被害は低学年女子に多いとのこと

であり、被害はいずれも多いことであった。

イ．養護教諭への調査結果（2名）

体育・水泳時における着替えの現状

体育の授業時には、担任と同様に4年生から教室以外に女子用の着替え部屋を用意しているものの、ほとんど利用されていないとのことであった。水泳時の着替えは学年合同であることから1年から男女で教室を分けて着替えていた。

男女の着替えを分けるのに適切な学年

いずれの養護教諭も体育の男女別着替えの学年を今よりも早めたいと考えていた。1名は2年生から分けたいと考えており、もう1名は3年生から分けたいと考えていた。

児童の発育の状況

において男女で着替えを2年生から分けたいと考えていた養護教諭の勤務する学校では、ここ10年ほどで、児童の発育が早まっており、1年生でも身長が135センチの児童が学年に1～2名はいるようになり、1年生から女子で胸がふくらんできたり、2年生から初経を迎える児童もでてきてている。そのような現実から、4年生から男女別にするのは遅いと考えていた。

において3年生から着替えを分けたいと考えていた養護教諭の勤務する学校では、全国平均の身長や体重に比べて小柄な児童が多いとのことであったが、それでも、4年生から男女別にすることは遅いと考えていた。

保健室でみる児童の性の実態

保健室に置いてある性教育の漫画や本をどの学年になると読みにくるか、ということから性の意識の変化をいずれの養護教諭も把握していた。

1校では、昨今、2年生の男子が保健室の男子用性教育の漫画本を読みに来るようになったことが変わってきたことであるとのことであった。過去には、男子が見に来ることもほとん

どなかったとのことである。一方、女子では、どの学年でも男女両方の性教育の漫画本を読んで行くとのことだった。このような実態から2年生で男女別に着替えるのが適切であると考えていた。

もう1校では、4年生の保健の授業で性についての学習があり、それを機に保健室に性教育の本を読みにくる女子が多くなるとのことであった。そのため、学習により性の意識を持つ前の3年生から男女別の着替えが必要であるとのことであった。

性のトラブル事例

校内では、男子による女子のスカートめくりやスカートの中に手を入れるなどのトラブルが件数は減っているもののみられること、高学年の男子で女子の着替えている場面をのぞきに行くというトラブルがみられるとのことであった。また、家庭内でアダルトサイトを検索してしまった男子や、高学年の男子で塾の行き帰りに本屋に寄って、大人向けの雑誌や本で性の情報を得ているという話が保護者から相談されることもあるとのことであった。

以上のような実態や事例から養護教諭は小学校2～3年生から男女別の着替えや性教育を実施する必要性を感じていた。

（3）保育園・幼稚園における教員への調査結果

ア．担任への調査結果

a. 幼稚園のみ勤務の担任

着替えの現状

どの学年でも男女別の着替えは行っておらず、分ける必要性も感じていなかった。

着替えを男女で分ける必要性

いずれの担任も分けて着替える必要性を感じていなかった。昨今は、保護者からの要望や社会状況もかんがみて、園外の市民から園児た

ちの着替えを見られないようにするために、室内のカーテンを閉めて着替えさせるようにしていた。

幼児の性の実態

3歳男児では、おちんちん、おしっこ、うんちなどの言葉をわざとみんなの前で言うなどの姿が見られる。

4歳男児では女児に性器の違いに気づいて、ちょっと見せてと言ったりする姿がみられ、5歳児になると男児が見せてと言っても女児がきっぱり断る姿も見られるようになるとのことであった。

性のトラブル事例

いずれの担任もとくにトラブルに遭遇したこととはなかった。

b.保育園に勤務経験のある担任(2名)

着替えの現状

0~5歳まで男女で分けて着替えさせたことはないとのことであった。

着替えを男女で分ける必要性

男女で着替えを分ける必要性は感じていなかつた。

ただし、昨今は、保護者からの要望や社会状況もかんがみて、園外の市民から園児たちの着替えが見られないようにするために、室内のカーテンを閉めて着替えさせるようにしているという点は幼稚園・保育園の担任と共通していた。

幼児の性の実態

どの学年でも着替えを男女で分ける必要性は感じていなかつた。

性のトラブル事例

保育園では、特に昼寝の前後の時間にトラブル事例が見られたといずれの担任からも語られた。1つ目の事例は、布団の中で自慰行為をしている3歳女児がいて、性の意識の芽生えも

早かったことから保護者とも面談をして様子を見守っていた事例があったとのことであつた。2つ目に、布団をしまっている押し入れに男児と女児が隠れて性器を触りあつたり、布団の中で性器をなめあつたりする事例があつたとのことである。幼稚園と異なり、保育園では生活する時間が長いことや、特に昼寝の時間には生理的欲求を満たされたい、安心して眠りたいといった欲求が生じるためではないかと考えていた。

イ 幼稚園に勤務経験のある養護教諭への調査結果(3名)

着替えの現状

いずれの園のどの学年でも、男女で分けて着替えていなかつた。

着替えを男女で分ける必要性

いずれの養護教諭も5歳児から男女で分けて着替えさせたほうが良いとのことであった。

幼児の性の実態

身体計測時に5歳児の女児では、上半身裸になると恥ずかしがって胸のあたりを隠す姿がみられることや、4歳の夏を過ぎると女児が身体計測時に上半身シャツを着ていたいと申し出る者が増えることが語られた。また、入浴の指導をする時に、3歳児でも女児は明確に男女の違いを意識し、おちんちんがついている、ついていない点が違うということを理解している様子がみられると語られた。

ある養護教諭は、一時、なくなっていたおもしりや夜尿が4歳児から再度始まつたり、4歳児で心因性の頻尿になつたりする幼児が多いことに疑問をもつたとのことである。その後、泌尿器の医師に相談したところ、4歳児の時期には最初に性器にこだわりを持ち始める時期で心因性のトラブルが増える時期であることから、過剰に声掛けしたり、叱ったりせずに見守るよう指導されたとのことであった。

性のトラブル事例

ある園では、5歳女児が同じクラスの男児に追いかけられて性器を触られたと保健室に話しに来た事例があった。もしかすると4歳児以下でもこのような事例はあるかもしれないが、本人がいやだとわかって先生に言えるようになるのが5歳児なのかもしれないとのことであった。

また別の園では、衣服をいつでもどこでも脱いでしまう特性のある5歳女児に対して、5歳男児2名が園の裏庭に連れていき下着の中に手を入れたり、服を脱がせたりしており、担任が見つけて指導したことがあったと語られた。

以上のような幼児の実態や性のトラブルから、いずれの養護教諭も5歳児から男女の着替えは分けた方がよいこと、また性の指導も必要であると考えていた。

D . 考察

対象者が勤務する小学校では、いずれも4年生から体育時に男女別で着替えていた。これは、4年生の保健の授業で性の学習をすることが1つの基準になっているのではないかと予想された。ただし、教室とは離れた別の部屋を女子の着替え部屋としている学校では、時間がない、他に行く児童がいないことを理由に、男女別の着替えが成立していない現状もみられ、児童の実態や意識とは別に、物理的要因が垣間見えた。さらに、小学生になると、他人に見られないように上手に着替えられるようになることもあるって、児童の恥ずかしがっている、嫌がっている、困っているなどの実態が教員からは把握にくくなることも考えられた。

しかし、小学校の水泳時の着替えでは、2~3年生から男女別での着替えが成立していることから、どの担任も体育時の着替えも水泳時と同様の学年に早めたいと考えており、訴えやト

ラブルが明確になくても4年生からでは遅いととらえていた。

また、小学校の養護教諭からはここ10年で児童の発育の早期化がみられ、1年生から高身長、胸のふくらみがみられ、性の意識の芽生えも2~3年生にみられるという実態に基づき、担任と同様に4年生よりも前に男女別の着替えや性教育が必要であると考えていた。

幼稚園、保育園では、どの学年でも男女別の着替えは実施されておらず、担任は分けて着替える必要性を感じてはいなかった。しかし、特に保育園担任経験者からは、昼寝の前後の時間に5歳児で性器を触るなどのトラブル事例が挙げられた。また、養護教諭からも5歳児で性器を触るトラブル事例が挙げられたことや、性の実態として4歳の夏ごろから女児では身体計測時に上半身裸になることを嫌がったり、5歳で胸を隠したりする姿が見られることが挙げられた。このような実態から幼稚園勤務経験のある養護教諭は全員が5歳児において男女別の着替えや性教育が必要であると考えていた。これは、ユネスコの性教育の指針「国際セクシュアリティ教育ガイド」[2]において、5歳児から学習を開始することにとなっている点に共通していた。以上のように、小学校の実態以前に幼稚園、保育園でも男女別の着替えや性教育など性への対応が必要であることが示唆された。

E . 結論

本研究では、幼児・児童の性の意識を把握するために、教員にインタビュー調査を行った。その結果、4~5歳児に男女の体の違いの意識が明確になり、小学2~3年生で性の興味関心から知識を得ようとする行動がみられた。そのため、早ければ4~5歳から男女別の着替えや性教育が必要であることが示唆された。

文献

[1]厚生労働省 公衆浴場法概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/seikatsu-eisei/seikatsu-eisei04/04.html

[2] UNESCO: UN urges Comprehensive Approach to Sexuality Education

<https://en.unesco.org/news/urges-comprehensive-approach-sexuality-education>

F . 研究発表

1 . 論文発表

なし

2 . 学会発表

なし

G . 知的財産の出願・登録状況

なし

表1. インタビュー対象者：担任教員

番号	対象者	性別	年齢	調査日	経験年数	現任校園	担任学年（回数）	備考
1	A	男	30歳代	2月20日	15年目	公立小学校	1年(2), 2年(2), 3年(1), 5年(5), 6年(4)	公立小のみ2校目
2	B	女	30歳代	2月20日	14年目	国立小学校	1年(1), 2年(4), 4年(3), 5年(1), 6年(1)	私立小3年, 公立小4年, 国立小8年の経験あり
3	C	女	30歳代	2月21日	15年目	公立小学校	1年(3), 2年(2), 3年(4), 4年(3), 5年(3)	公立小のみ3校目, コロナウイルスにより電話によるインタビュー調査
4	D	女	30歳代	2月21日	16年目	国立幼稚園	3歳(5), 4歳(7), 5歳(4)	公立幼稚園4年の経験あり, 2園目
5	E	男	30歳代	2月22日	9年目	国立幼稚園	4歳(4), 5歳(5)	公立4年の経験あり, 3園目
6	F	女	50歳代	2月23日	25年目	公立幼稚園	0歳(1), 1歳(2), 2歳(1), 3歳(2) 5歳(2)	保育園5年, 幼稚園20年(国立, 私立, 公立経験あり), 非常勤講師として全学年担当
7	G	女	50歳代	2月23日	24年目	私立保育園	0歳(1), 1歳(1), 2歳(1), 3歳(2) 4歳(7), 5歳(6), フリー全学年(4)	保育園20年(私立, 公立), 幼稚園4年(公立、私立)

表2. インタビュー対象者：養護教諭

番号	対象者	性別	年齢	調査日	経験年数	現任校園	備考
8	H	女	40歳代	2月20日	18年目	国立小学校	高校4年, 小学校14年の経験あり
9	I	女	40歳代	2月21日	22年目	国立小学校	私立高校10年, 国立小学校14年の経験あり
10	J	女	50歳代	2月28日	34年目	国立中学校	国立幼稚園6年, 国立小学校20年, 国立中学校9年経験あり
11	K	女	40歳代	3月3日	24年目	国立幼稚園	国立小学校4年, 国立幼稚園20年の経験あり, コロナウイルスにより電話によるインタビュー調査
12	L	女	50歳代	3月3日	30年目	非常勤	国立小学校20年, 国立幼稚園4年の経験あり, 本人の希望により電話によるインタビュー調査

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍 なし

雑誌 なし

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和2年7月16日

厚生労働大臣 殿

機関名 聖心女子大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 高祖 敏明



次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)

2. 研究課題名 子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 現代教養学部・教授

(氏名・フリガナ) 植田 誠治 ・ ウエダ セイジ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:

(留意事項) •該当する□にチェックを入れること。
•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

別紙5

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和2年7月28日

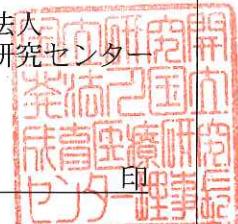
厚生労働大臣 殿

機関名

国立研究開発法人
国立成育医療研究センター

所属研究機関長 職名 理事長

氏名 五十嵐 隆



次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)

2. 研究課題名 子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) こころの診療部・診療部長

(氏名・フリガナ) 小倉 加恵子 ・ オグラ カエコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

別紙5

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式

令和2年7月6日

厚生労働大臣 殿

機関名 新潟医療福祉大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 西澤 正豊



次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)

2. 研究課題名 子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 健康科学部健康スポーツ学科・准教授

(氏名・フリガナ) 杉崎 弘周 · スギサキ コウシュウ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 鳥止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況 受講 未受講

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 有 無 (無の場合はその理由:)当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 有 無 (無の場合は委託先機関:)当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 有 無 (無の場合はその理由:)当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 有 無 (有の場合はその内容:)(留意事項) •該当する□にチェックを入れること。
•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

別紙5

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

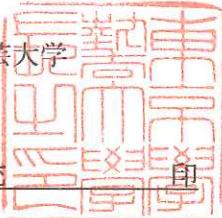
令和2年7月3日

厚生労働大臣 殿

機関名 東京学芸大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 國分 充



次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)

2. 研究課題名 子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 教育学研究科・准教授

(氏名・フリガナ) 佐見 由紀子 ・ サミ ユキコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	東京学芸大学	<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 魔止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項)
・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。